

新宮町告示第113号

令和7年第3回新宮町議会臨時会を次のとおり招集する

令和7年8月20日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和7年8月25日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

温水 眞君

庵原 伸一君

大牟田直人君

北崎 和博君

上畝地白馬君

片岡 誠治君

安武久美子君

西 健太郎君

横大路政之君

牧野真紀子君

松井 和行君

○応招しなかった議員

なし

令和7年 第3回(臨時)新宮町議会会議録

令和7年8月25日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年8月25日 午前11時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期決定について
日程第3 第73号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第4 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期決定について
日程第3 第73号議案 令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第4 令和7年度新宮町一般会計補正予算について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 江口 正明君 | 2番 片岡 誠治君 |
| 3番 温水 眞君 | 4番 安武久美子君 |
| 5番 庵原 伸一君 | 6番 西 健太郎君 |
| 7番 大牟田直人君 | 8番 横大路政之君 |
| 9番 北崎 和博君 | 10番 牧野真紀子君 |
| 11番 上畝地白馬君 | 12番 松井 和行君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

議会事務局主査 …… 須崎 陽平君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	桐島 光昭君	副町長 ……	財間 輔君
総務課長 ……	森 和也君	地域協働課長 ……	安河内正路君
政策経営課長 ……	高木 昭典君	税務課長 ……	末永富士美君
住民課長 ……	藤 由香君	健康福祉課長 ……	尾田 繁男君
子育て支援課長 ……	山口 望美君	産業振興課長 ……	森 真二君
環境課長 ……	片山 勇二君	都市整備課長 ……	稲光 豊君
上下水道課長 ……	石丸 洋君	会計管理者 ……	桐島 聡君
学校教育課長 ……	桐島 貴幸君	社会教育課長 ……	井上 和広君

午前11時00分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和7年第3回新宮町議会臨時会を開会します。それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、3番、温水眞議員、4番、安武久美子議員を指名いたします。事故に備えて5番、庵原伸一議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。これより議案審議に入ります。

日程第3. 第73号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第73号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 第73号議案、令和7年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、説明いたします。

1 ページをお願いします。収益的収支及び支出、第2条、令和7年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第1款、下水道事業収益、補正予算額2億7,817万2,000円を増額し、合計の12億6,242万5,000円とするものです。支出、第1款、下水道事業費用、補正予算額2億7,817万2,000円を増額し、合計の12億7,154万1,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額271,481千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額70,083千円、過年度損益勘定留保資金90,986千円、当年度損益勘定留保資金110,412千円で補填するものとする。」に改めるものです。収入において第1款、資本的収入、補正予算額1億5,930万円を増額し、合計の7億8,616万8,000円とするものです。支出において第1款、資本的支出、補正予算額1億5,930万円を増額し、合計の10億5,764万9,000円とするものです。2 ページをお願いします。企業債、第4条、予算第7条に定めた企業債の予定額について、事業費の増により7,310万円を増額し、4億4,640万円とするものです。他会計からの補助金、第5条、予算第11条に定めた他会計からの補助金、「149,948千円」を「294,790千円」に改めるものです。7 ページ、8 ページをお願いします。収益的収入及び支出。支出から説明いたします。1款3項2目災害による損失は、8月10日に発生した新宮中央浄化センター浸水被害の災害復旧に係る費用を計上しています。災害復旧については、浄化センター地下の雨水排水、水没した場内、電気、機械など応急復旧、汚水排水の場内清掃、処理水、排水に伴う対策、水質検査、臭気対策などがあります。次に、収入の説明をいたします。1款3項2目その他特別利益は、災害に係る費用の財源として、国庫補助金及び一般会計からの補助金を計上しています。なお、国庫補助金は、公共土木施設災害復旧事業国庫補助金を活用し、補助率は、災害復旧事業費に対して3分の2となっております。9 ページ、10 ページをお願いします。資本的収入及び支出。支出から説明いたします。1款1項6目処理場建設改良費は、8月10日に発生した新宮中央浄化センター浸水被害により、汚水処理ができない状態となっているため、仮設汚水処理施設の整備費を計上しています。次に収入の説明をいたします。1款1項1目企業債は、仮設汚水処理施設の整備費用の財源として、国庫補助額を除く部分に充当するため、災害復旧事業債として計上しております。同じく3項1目国庫補助金は、仮設汚水処理施設の整備に対する国庫補助額を計上しております。なお、国庫補助額は、収益的収入と同様の補助金を活用し、補助率は災害復旧事業費に対して3

分の2となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。2点。まず1点目は、今回計上された予算について、復旧までの部分的な予算というふうに説明を受けてたというふうに理解しています。全体復旧を果たすまでにおおよそどれぐらいかかる見通しなんでしょう。詳細にわたって説明せいとは言いませんけど。少なくとも今回の予算を認めて着手、工事に着手したとなればですね、次回以降、完全復旧までの予算は自動的に必要になるわけですね。そうするとですね、まずこの予算を認めるか否かというところの基準になるのが、やはり全体予算がどれぐらいになるのか、これを見通しを聞いた後に判断したいというふうに思います。これ1点。

それからですね、財源についてお尋ねをしたいと思うんですが、今回の福岡地区といいますか、福岡北部九州って言うていいのか、豪雨災害については石破総理が激甚災害の指定を決めたのかどうか、私はちょっと理解してませんが示唆してましたですね。そうするとですね、この中央処理場の被害っていうのは激甚災害の指定になるんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の見通しについて、どのように判断されたのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） はい。まず、1点目の今回上げさせていただいた費用については、議員さん言われるとおり、取りあえず仮復旧までの金額でございます。本復旧につきましては、今現在、下水道事業団との協議を進めておりまして、はっきり言えば、今のところ未定ではございますが、一応復旧には県のほうに被害想定 of 復旧費用を報告しています。これはちょっと多めには出しておりますけど、45億円で報告はいたしております。

次に、復旧費についてのおおよその期間ですけれども、これもまだ被害の全容がまだ確定しておりませんので、一概にはちょっと言えないんですけれども、実際の例を挙げますと、今玄海町のほうでやはり同じように、下水道処理場が水没したことによって不能となっておりますので、復旧には10か月以上経ってもなっていないということで、1年近くかかるのではないかと推定しております。2番目のご質問の激甚災害についてですけれども、激甚災害については私、新聞報道では激甚指定ということになっておりまして、この件については金額の大きい事業については、激甚の指定を受けないと。要するに、66.7パーセントのままだというふうに報告を受けておりますので、今回激甚災害に指定されたからといって負担率が上がるということはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） その金額が大きいからならないっていうのは、僕もよく理解できないです。大きいからこそ、激甚災害の指定が必要なんじゃないかなと。こういう例えばですね、今まで激甚災害を受けた、指定を受けた災害、全国もちろん東北震災もそうだし、熊本震災、それからその他もろもろありますけれども、それも同じように、例えば大型のインフラについては、指定が除外されるという取扱いになってたんですかね。私は、むしろそうあるべきじゃないかなっていう気がするんですが、その判断基準ってどこからどういうふうに情報を入手して、今ここで説明されているんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） はい。説明いたします。すみません、過去のやつはちょっと調べていないので何とも言えないんですけど、これ激甚災害に指定されたということで、ちょっと県のほうにも問い合わせしてみたんですけど、やはり今回うちのほうは激甚災害の指定を受けられない。何でかっていうのは、ちょっとすみません。回答を用意していませんでしたのでできないんですけど、激甚災害指定を受けられないというふうに報告があっていると聞いております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） これはですね、ぜひ答えをきちっと得てください。国の見解としてね。もしくは、県がこの見解を出すことはないでしょうから、国の法律ですから。だから、なぜ指定を受けられないのか。ということはきちんと、これは今日じゃなくていいですから、得て、報告をいただきたいというふうに思います。それから、財源についてもう一度お尋ねをしたいんですが、今回、一般会計からの補填と国からの、要するに補助金をどういう形で、下水道会計に入れるのか、例えば一般会計で受入れたものが全て、下水道のほうに会計に移るのか、それとも単独で受け取るのか、その辺の財源措置についての取扱いについて、ご説明ください。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。こちらのほうは、予算の関係ですね、計上しております、今回ですね。その分につきましては必要なだけ、お金のほうは移していくというような形になりますので、そういった状況に応じて、お金の動きが出てくるかと思えます。

○議長（松井 和行君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。上下水道課長。

○上下水道課長（石丸 洋君） 1点目の補助率について、ご説明をさせていただきます。激甚につきましては、内閣府の通知で8月18日に該当しない旨を連絡を受けております。広域的に被害を受けた農業土木が指定されるということで、一般土木施設については適用外だということでございます。それと、先ほどの質問の2番目ですけれども、補助金につきましては直接企業会計のほうで受け入れるということになっております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） そうするとですね、今回、財調から1億4,000万円ですかね。一般会計から繰入れた分。これは単費でそのまんま補助対象でも何でもなく、自治体負担分として繰り入れるという意味ですか。

○議長（松井 和行君） 横大路議員、次の議案で。

○議員（8番 横大路 政之君） ごめんなさい。はい、分かりました。じゃあ、それは先で聞きます。

○議長（松井 和行君） よろしいですね。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了します。討論を省略し採決を行います。

第73号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第74号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第74号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第74号議案、令和7年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,484万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億2,644万4,000円とするものでございます。今回の補正予算は、先ほどの公共下水道事業会計補正予算で説明がありましたように、8月9日から的大雨により新宮中央浄化センターが被災したため、その復旧に要する経費の一部を一般会計から補助するため、10、11ページをお願いいたします。歳出に、8款5項1目公共下水道費、18節公共下水道事業補助金を計上するものです。戻りまして8、9ページをお願い

いたします。歳入は、１９款１項２目１節財政調整基金繰入金で収支調整をいたしております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（８番 横大路 政之君） はい。財政調整基金からの繰入金が、下水道会計へ繰り出すということで予算計上されていますが、財政調整基金からの取り崩しによって繰入れた分というのは、国庫補助の対象になるのでしょうか。ならないのでしょうか。

○議長（松井 和行君） 政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） はい。こちらにつきましては、災害復旧事業に基づく財源に充てるため、地方債の元利償還金に充てられた一般会計からの下水道事業特別会計に繰入れた額の５０パーセントについては、特別交付税で交付されることになっております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第７４号議案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第７４号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第４４条の規定により議長に委任していただきたいと思います。但し、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、全日程を終了し、令和７年第３回新宮町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時２６分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

議 長 松井 和行

署名議員（3 番） 温水 眞

署名議員（4 番） 安武 久美子